性的マイノリティの人々の人権に関して

― 答　申 ―

令和２（２０２０）年３月

第３期川崎市人権施策推進協議会

令和２（２０２０）年3月２５日

川崎市長　福田　紀彦　様

第３期川崎市人権施策推進協議会
会　　長　　建 石 真 公 子

性的マイノリティの人々の人権に関して（答申）

第３期川崎市人権施策推進協議会は、平成３０（２０１８）年７月２５日に市長から「「弱者にやさしい川崎」を目指した人権施策のあり方について」との諮問を受けました。

諮問書にもあるとおり、協議会にて課題の掘り起こしを行った結果、性的マイノリティの人々の人権に関して、調査審議を重ねてきました。社会生活上、弱い立場に置かれている市民の人権が尊重され、尊厳が保障されるよう、審議内容をまとめましたので、ここに答申します。

目　次

１　はじめに　１

２　審議の経過　６

３　答申「性的マイノリティの人々の人権に関して」　７

４　おわりに　１７

参考資料

１　諮問書　２０

２　第３期川崎市人権施策推進協議会　審議経過　２１

３　第３期川崎市人権施策推進協議会　多文化共生社会推進指針に関する部会報告書　２５

４　第３期川崎市人権施策推進協議会委員名簿　４７

１　はじめに

本協議会は、平成３０（２０１８）年度後半の第３回から第１０回まで、【弱者に優しい川崎】という政策目標の実現のための施策の検討を、という諮問への取組として、性的マイノリティの人々の権利保護に資する施策を検討してきた。本答申は、これまでの協議会での審議に基づいてまとめたものである。この過程で、各分野からの５人の参考人から意見を伺い、審議および答申の参考にさせていただいた。

弱者・性的マイノリティ・ＬＧＢＴ・ＳＯＧＩという用語について

本協議会での審議の出発点として、まず「弱者」という用語、また「性的マイノリティ」という用語が適切か、という議論があった。

【弱者に優しい川崎】のための政策の審議という、川崎市長からの諮問について、「弱者」という用語は、「救済を求める人々」という印象を与え、それ自体、一定の人々を差別化する用語ではないか、そうだとすると、自らの責ではないにもかかわらず現在の時点で権利保護が実現されていない、あるいは保護されにくい人々を、「弱者」と呼称することは妥当だろうか、という疑問である。

「弱者」としては、例えば、高齢者や、障害をもつ人々のように、具体的なあるいは身体的な状況から、生きていく上で十全な活動が出来にくい人々が想定される。こうした人々には、不十分な部分を補うような制度や支援が必要となる。

他方、法的な意味で、制度上、現状では権利が保護されにくいという人々がいる。外国人がこれに該当する。この場合は、法律を変えることによって、より権利が保護されることが可能である。また、歴史の中で積み重ねられてきた社会的な外国人差別をなくしていくため、差別解消のための積極的な施策も求められる。また、新自由主義的な経済政策のもとで格差が広がる中、経済的な弱者と位置付けられる人々も、法や施策の整備や実施を必要としている。さらに、性的マイノリティの人々も、法制度や施策の不備により、個人の人格形成という面で、また社会的な差別や偏見という面でも重大な権利侵害を受けており、実効的な政策が求められている。

このように、現実に、権利保護の実現していない、あるいは現状では実現しにくい人々が存在し、法制度や施策の整備が急がれること等を踏まえ、本協議会では、多様な状況の人々を含むことのできる概念として「弱者」を定義し、取り組むこととした。

そうした認識の上で、本協議会は、弱者には性的マイノリティの人々が含まれ、対策の緊急性も高いという認識から、性的マイノリティの人々の権利保護について検討することとした。ただし、「マイノリティ」という言葉を用いるに当たっては、疑問も提起された。

一般的に、性的マイノリティとは、同性愛者（女性同性愛者=レズビアン=Lesbien、男性同性愛者=ゲイ=Gay）、両性愛者（バイセクシュアル=Bisexual）、性同一性障害者・性別違和者（トランスジェンダー=Transgender）が念頭におかれ、ＬＧＢＴという呼称が広く普及している。

また国連などでは、性的指向（セクシュアル・オリエンテーション= Sexual

Orientation=SO）と性的アイデンティティ（ジェンダー・アイデンティティ＝Gender Identity＝GI）を合わせてＳＯＧＩとして、その権利保護を扱う傾向にある[1]。

それでは、本協議会ではなぜＬＧＢＴでもなくＳＯＧＩでもなく「性的マイノリティ」という用語を選んだのか、そして、なぜその用語に疑義が示されたのか。

まず、ＬＧＢＴについては、最近では、ＬＧＢＴＱ、ＬＧＢＴＩのように、性的アイデンティティやセクシュアリティの認識、あり方が多様化し、そのどれをも含むことのできるネーミングを選ぶことが困難である、というのが理由の一つである。

次に、ＳＯＧＩについては、固有のセクシュアリティのあり方や実践ではなく、そもそも個人の人格や自由に関わるセクシュアリティの選択自体を保護する、として、権利の性質を変化させた点に画期的な意味があり、有用な概念である。しかし現在の時点で、SOGI を良く理解している人は少ないのでは、ということが懸念された。

これらの結果、より広い意味でセクシュアリティに関する権利が保護されていない、あるいは保護されにくい人々を「性的マイノリティ」として捉え、そうした人々の権利保護に向けた施策を考えていく、という方針としたのである。

しかし、「マイノリティ」という用語は、多数派（マジョリティ）との対比が前提とされている。特に「性的」な「マイノリティ」は、社会的「弱者」の立場にある集団として周辺のもの、劣ったもの、として位置付けられやすい。それは、性的マジョリティから見れば、相対的に異質であり、異端と捉えられるからである。すなわち、そこには数の問題ではなく、質的に「異端、異質、異常」と捉えられてきた歴史[2]や医科学による認識[3]が反映していると考えられる。

本協議会が、「性的マイノリティ」という用語の幅広さや周知度からこの用語を選択しつつ、なおその選択に多大な躊躇を有するのはそのためである。将来的に、ＳＯＧＩ

---

[1] United Nations,High Commissioner for Human Rights, Ending Violence and Discrimination Based on Sexual Orientation and Gender Identity, 7 march 2012.

[2] 歴史的には、西欧諸国では、宗教や道徳を理由とする文化規範との関係で法的な処罰の対象となってきた国が多い。例えばイギリスでは、男性同性愛者に対する処罰規定が、ヨーロッパ人権裁判所の判決により廃止されたのは、１９８１年のことである。フランスも、フランス革命期には男性同性愛者への処罰を廃止したが、第２次世界大戦中の１９４２年、当時のヴィシー政権は、ナチスと同様に、優生学的観点による人種の維持や道徳的見地から、男性同性愛者に対する処罰を復活した。フランスで、男性同性愛行為が非犯罪化されるのは、社会党政権になった翌年の１９８２年のことである。

[3] 医科学においては、１９世紀から，同性愛は精神疾患として分類されてきた（R.von Krafft-Ebing, Psychopathia sexualis,New York,Rebman Company, 1886.）。どのような精神疾患かは、その後の研究者によって異なるが、遺伝すると考えられたり、脳疾患への治療としてロボトミー手術、去勢手術、電気ショックなどが行われていた。２０世紀後半から、性科学の進展や性に関する文化的認識の変化により同性愛を精神疾患とすることについて見直しが行われてきたが、最終的に、１９９０年５月１７日、WHO（World Health Organization: 世界保健機関）は、「国際疾病分類（ICD-10)」 から homosexuality（同性愛）[ホモセクシュアリティ] の項目を削除することを決議した。同様に、トランスジェンダー（性的違和）に関しても、２０１８年、ＷＨＯは、ICD-11 において、性同一性障害（Gender Identity Disorder）を精神疾患から除外し、新たに「17.性の健康に関する状態」という分類の中に Gender Incongurence という項目とした。Gender Incongruence の定義は、「個人の経験する性（Gender）と、割り当てられた性別（Sex）の顕著かつ持続的な不一致によって特徴付けられる。ジェンダーの多様な振る舞いや好みだけでは、このグループとし診断名を割り当てる根拠にはならない」としいる。

のような、より価値中立的な権利保護概念を有する用語が普及した暁には、さらに見直すことが望ましい。

性的マイノリティの人々の権利保護が、なぜ必要か

川崎市民のなかで、性的マイノリティの人々、その家族、その友人など、当事者やその周囲の人々を含めて、どの位の割合の人々が、本答申の権利保護の対象となるのだろうか。こうした疑問は、障害者等を含めてマイノリティの権利保護の審議の際に、まま提起される疑問である。

このような疑問に対しては、性的マイノリティの権利、すなわち個人の「誰を愛するのか」、「自分の性別をどのように認識するか」という権利は、個人の尊厳の中核である人格権の保護であり、マイノリティの人々の権利に留まらず、全ての人の人格の中核となるセクシュアリティの権利を保護するものとして非常に重要である、ということに注意を喚起したい。そうした認識に立った上で、権利保護の必要性について、次のような点が挙げられる。

まず、性的マイノリティの人々は、これまで差別されてきた歴史があり、また、そうした歴史によって形成されてきた性的マイノリティの人々に対する差別意識が、まだ社会の中に存在している。そのため、人として、市民として、学校の児童生徒として、カップルとして、家族として、生きていく上で困難に直面することが多いからである。

人として誰を好きになるか、誰と生きていきたいか、また自分をどの性別に属すると感じるか・・、これらは、生きていくことそのものであり、自分そのものであり、自分自身を大切にすることの原点となる。近代憲法は、そうした個人の人格を開花させ発展させるために、個人の尊重や尊厳、平等[4]を定めている。また第２次世界大戦後は国連を中心として採択されてきた人権諸条約においても、人間の尊厳や個人の尊厳は人権保護の中心的な原則となっている。

しかし、このような人権諸条約や憲法に基づく、全ての人が尊厳を持って生きる権利を性的マイノリティの人々が享受するためには、差別禁止、支援、啓発等の施策を１日も早く実施することが必要である。歴史的に積み重ねられてきた社会の中の差別意識は簡単には解消されないため、セクシュアリティについて正直に生きることは難しい。そのため、日々の生活の中で、児童が、生徒が、学生が、社会人が・・、自らのセクシュアリティを隠し、人間関係を虚構の中で形成し、自分自身を見失いつつ、傷つきながら生きていかざるを得ないからである。

さらに、そうした施策を実効性のあるものとするためには、同性カップルを法的に承認する制度（たとえばパートナーシップ制度）の創設が欠かせない。法的な承認は、社会に対して同性カップルを正当なカップルとして示す指標となるからである。そのような指標が、社会や、児童や生徒、教師などに与える影響は大きい。目に見えない心の中の差別意識を消していくことにより、当事者やその周囲の人々、また人権が手厚く保護

---

[4] 同性愛者に関する平等保護を認めた判決そして、同性愛者対する公営施設の利用制限をめぐる訴訟において、東京高裁は「行政当局は・・少数者である同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請」されていると判断した（東京都青年の家訴訟、東京高裁判決平成９（１９９７）年９月１６日）。同性愛者の権利の性質は明確にはされてないが、裁判所が、行政当局に対して同性愛者の権利擁護の義務を課したことは重要である。

されている社会に居住している、という住民の安心感や信頼感も増すことも期待し得る。地方自治体は、住民の生活に密接に関わっていることから、特にそのような役割を果たすことが求められている。

性的マイノリティの権利保護に関わる国際社会および国の政策

性的マイノリティの人々の人権保護に関しては、日本は、国レベルにおいては、国連による多様な性的指向・性自認の人々の権利保護と人権尊重を促進する取組に積極的に関わっており、例えば平成２０（２００８）年の第６３回国連総会で採択された性的指向および性自認に関する宣言[5]ではコアグループの一員として署名を行ったほか、平成２３（２０１１）年の第１７回国連人権理事会および平成２６（２０１４）年の第２７回国連人権理事会で採択された性的指向および性自認に関する決議[6]に賛成している。

また、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）は、第２６条で差別禁止を定めているが、その解釈に関して、平成６（１９９４）年、自由権規約人権委員会は、個人通報に対する「見解」において、「性（sex）」差別には性的指向も含まれると解釈した[7]。すなわち、自由権規約加盟国（日本も含む。）は、第２６条の差別禁止を国内で適用する際には、性的指向による差別禁止も含めなければならないことになった。また、ヨーロッパの地域的な人権条約であるヨーロッパ人権条約も、１９７０年代からプライバシーの権利（条約８条）を「人格の発展と完成に向けて、とりわけ愛情に関わる領域において、他の人間と関係を築き維持する権利[8]」と位置付けるとともに、プライバシーの権利に性的な関係も含まれる[9]として保護している。

国内の政策としても、平成２７（２０１５）年に策定された『第４次男女共同参画基本計画』（内閣府）において、「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合（中略）について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める」ことなどが示された。

また、平成２８（２０１６）年の男女雇用機会均等法の改正に伴い、『セクハラ指針（事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針）』（厚生労働省）が改定され（平成２９（２０１７）年１月施行）、「被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアル・ハラスメントも、本指針の対象となる」ことが明記されたほか、国家公務員に関しても、平成２８（２０１６）年に「人事院規則１０－１０（セクシュアル・ハラスメ

---

[5] “ UN Declaration on Sexual Orientation and Gender Identity”, Human Rights Council, Joint Statement from the Permanent Representatives of Argentina, Brazil, Croatia, France, Gabon, Japan, the Netherlands and Norway to the United Nations addressed to the President of General Assembly, UN Doc./A/63/635,18 December 2008.

[6] Human Rights Council, Resolution 17/19, Human Rights, Sexual Orientation and Gender Identity, UN Doc. A/HRC/RES/17/19, 14 July 2011.

[7] Toonen 対オーストラリア事件, Communication No. 488/1992, U.N. Doc. CCPR/C/50/D/488/1992 (1994), § 8-6.

[8] X 対アイスランド事件、1976 年 5 月 13 日, European Commission of Human Rights,6825/74, [1976] ECHR 7, (1976) 5 DR.

[9] Dugeon 対イギリス事件、1981 年 10 月 22 日、Série A no 45,pp. 18-19, § 41.

ントの防止等）の運用について」が改正され（平成２９（２０１７）年１月施行)、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動として「性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とする」ことが明記された。さらに、雇用時の企業対応においても、『事業主啓発用パンフレット：公正な採用選考をめざして（平成３１年度版)』（厚生労働省）に、採用基準として「ＬＧＢＴ等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」ことが明記されているほか、「ＬＧＢＴをめぐる考え方」として、面接官や管理職としての基本的な考え方などが示されている。

他方、平成２８（２０１６）年には、総務省から住民基本台帳法関連の通知が出され、「性同一性障害、性的指向、性自認に関係して、（中略）男女の別の記載を省略した住民票の写しの交付を請求しようとする場合、男女の別を記載しない住民票記載事項証明書の交付を請求させること」について、「差し支えない」とされた。

パワーハラスメント防止の側面でも、令和元（２０１９）年５月２９日、職場でのパワーハラスメント防止を義務付ける関連法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律）が、参議院本会議で可決・成立した。また、厚生労働省が策定することになっている「パワハラ対策指針」に関して、「性的指向・性自認に関するハラスメントおよび性的指向・性自認の望まぬ暴露であるいわゆるアウティングも（雇用管理上の措置の）対象になり得ること、そのためアウティングを念頭においたプライバシー保護を講ずること」を明記することとした附帯決議が、衆議院厚生労働委員会（平成３１（２０１９）年４月２４日）および参議院厚生労働委員会（令和元（２０１９）年５月２８日）において全会一致で決議されている。同法は、パワハラ防止対策の一環として各企業に取組が求められ、罰則規定は見送られたが、パワハラが常態化し勧告しても改善が見られない場合には企業名を公表するとしており、大企業は令和２（２０２０）年４月から、中小企業は令和４（２０２２）年４月から、対応を義務付けられることとなっている。

以上のような憲法や条約、および法律や行政指針に基づき、また川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」における「性的マイノリティの人々の人権」項目に基づき、性的マイノリティの人々の権利保護を目的とする、①差別禁止、②支援、③啓発、および④それらを実効的なものとするパートナーシップ制度の創設を要望する（答申では、Ⅰ 関連制度の創設等について、Ⅱ 差別の禁止について、Ⅲ 当事者や家族へのサポートについて、Ⅳ 啓発活動について、の順としている)。

また、子どもの権利保護の観点からは、「川崎市子どもの権利に関する条例」前文に「子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ,自分が自分であることを大切にされたいと願っている」と謳っていることを踏まえ、子どもが権利の主体であることを尊重していただきたい。

本「答申」は、そうした施策の策定および実施に向けての資料として、市民との対話において参考にしていただきたい。

２　審議の経過

第３期人権施策推進協議会は、平成３０（２０１８）年４月１日に第１回協議会を開催し、正副会長の選出や部会の設置を行い、審議をスタートさせた。

同年７月２５日に開催した第２回協議会において、市長から「「弱者にやさしい川崎」を目指した人権施策のあり方について」の諮問を受けた。諮問の理由として「課題を掘り起こし、とりわけ社会生活上、弱い立場に置かれている市民の人権が尊重され、尊厳が保障されるような施策のあり方について、再度確認し、着実に取り組んでいくため」とされていることから、課題の掘り起こしに着手した。

委員からは、複数の課題が提起されたが、協議会としては性的マイノリティの課題から審議を行うこととした。

まず、第３回協議会から第５回協議会までにおいては、性的マイノリティを取り巻く現状を把握するため、弁護士、他都市行政関係者、関係団体役員の計５人からヒアリングを行った。

ヒアリングで確認できた内容を基に、第６回協議会から第８回協議会までは、川崎市が行うべき具体的な施策の提起について審議を行い、令和元（２０１９）年１１月２９日に「第３期審議事項『中間まとめ』～性的マイノリティの人々の人権に関して～」として、とりまとめた。

本答申は、第９回協議会において、上記「中間まとめ」に、さらに審議を加え、第１０回協議会において、確定させたものである。

なお、性的マイノリティに関する審議が多岐に渡ったことから、他の課題について審議することができなかったが、「ヤングケアラー」や「災害時要援護者避難支援制度」等の課題についても、協議会としては関心を寄せていることを付記する。

（詳細な審議経過は、巻末の参考資料を参照のこと。）

３　答申～性的マイノリティの人々の人権に関して

Ⅰ　関連制度の創設等について

項目１　「（仮称）川崎市パートナーシップ制度」を創設するべきである。

法律上、存在しないかのような扱いになっている性的マイノリティのカップルについて、川崎市としてその存在を受け止める制度を創設するべきである。公的に認証することは、性的マイノリティを理由とする差別の解消や啓発、また当事者等への支援にとって効果的である。なお、対象となるカップルや具体的な手法等は、他都市における制度導入状況を参考にした上で、制度の設計を行うことが望ましい。

＜主な委員意見、参考人意見＞

・法律上、(性的マイノリティのカップルが) 存在していないかのような扱いになっている。その中で、地方自治体が証明書・受領書を出し、二人がありのままでいいとメッセージを出すことで、子どもたちから見ると、将来的にパートナーができた時に、関係性を自治体がＯＫしてくれるのだ、これでいいのだということがイメージとして持てる。自分自身の存在の肯定につながっていく。パートナーシップ証明の効果以上に、施策のところにつながっていく。子どもたちが、パートナーシップ証明が発行されることを学校の中やニュースで知った時に、感じる肯定感というのは、法律の効果と同じかそれ以上に大事なことなのではないかと思う。

・セクシュアルマイノリティの問題は、身体やベットの上だけの問題ではない。生活・人生全てに関わっていく。ありとあらゆる問題と連動している。パートナーシップ証明一つで何かが全て解決するわけではないが、全ての問題に対して、一つひとつの積み重ねが社会を変えていく。当事者の生きやすさと、当事者でない方々にとっても一人ひとりが大切にされるというメッセージにつながる。そういう意味で、各自治体でパートナーシップ制度の取組が増えていくということは、素晴らしいことだと思っている。

・不動産の賃貸について貸してもらえないこと、また、パートナーが病気になった時に家族として扱われないことから一緒に病気の説明を受けたり、集中治療室に入れてもらえないという話があった。

・このような施策を実施しようとすると必ず反対の意見が出てくる。特にインターネットなどでは、批判などがあるのかと思った。話を伺うと、基本的にはやはり無理解がベースにあるのかなと認識した。

・制度の重要性によって、非常に強いメッセージが出るとの話が一番心に残った。

・世田谷区で宣誓をして受領書を交付する形で実施しているが、２人とも愛し合っているときはよいが、一方が嫌だとなった場合（はどうなるか)。日本は結構、離婚率も高い。男女だけでもすごい離婚率がある中で、パートナーの解消の時にはどうするのか。

・今日、理解できたのは、要綱やガイドラインなど、法律でなくても何かしらのソフトロー的なものがあるだけでも、公的な承認があることによって、それが社会や本人や子どもの将来など、いろいろな意味で、人権を前に進めるためにとても効果的だということだ。

Ⅱ　差別の禁止について

項目２　性的マイノリティであることを本人の同意なく暴露する等の「アウティング」に対する具体的対策を検討するべきである。

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」では、性的指向や性自認に関する不当な差別的取扱いを禁止している。条例の実効性を高めるためにも、性的マイノリティであることを本人の同意なく暴露することは、重大な人権侵害であるとの大前提に立ち、アウティングに対する具体的な対策を検討する必要がある。同時に、カミングアウトを受けた際、アウティングが発生しないよう、対応の考え方等を広く周知する必要がある。

＜主な参考人意見・委員意見＞

・脅されている側が何に怯えているかというと、脅している側のことも確かに怖がってはいるが、もっと分析的に考えると、ばらされてしまった後の家族や学校、職場との関係あるいは地域の中でいられなくなってしまうと思うから怯えている。家の中では「男らしくしなさい」とか「早く結婚して孫の顔が見たい」と言われ、学校や職場の中では「彼女いるの？」「好きなタイプは？」などと言われ、ホモネタ・おかまネタで笑いあっているわけである。そのような中で自分がそうだと言えず、ひとりぼっちになってしまっていて、そこでばらされてしまったら、いじめられるかもしれない、排除されるかもしれないと思うから怯えている。脅している側も、自分もそれが嫌だと分かっている、体感しているから、武器になると思ってやっている。そこで弁護士が出てくると、今度は自分が公の場に引きずり出されるかもしれないから、引いていく。世の中の差別・偏見がなければ、成り立たない法律トラブルである。

・学校や職場でのアウティングについての相談もよくある。自分のプライバシーを言われたくないのに、広がってしまう事例である。また、アウティングされたらどうしようと悩み、色々な神経症状が出ているとの相談もある。

・アウティングにも２種類ある。一つは、中傷や興味本位の噂話、相手にとって不利益になるだろうということを予測して行うもの。これは悪意があるので、ルールとマナーをきちんと守れ、と咎めやすい。他方、悪意のないアウティング、つまり本人がうまく職場などに馴染めるようにとの善意で行った結果、広まってしまうこともある。これは、善意でやったということを知っている分、非常に糾弾もしにくいが、本人は苦しんでいて、相談に非常に気を遣う。このような場合は善意をもっと有効に活かすにはどうしたらよいか、という点から相談に乗るようにしている。どこからどこまで情報を広めてよいか、どこからは秘匿すべきかという「情報ゾーニング」をその都度、しっかりと定めていかないといけない。それがうまくできていない場合が多い。

・アウティングについては、不法行為の一類型である。

・アウティング自体は、法的にプライバシー侵害で、後で損害賠償であるということでは救済できない。

Ⅲ　当事者や家族へのサポートについて

項目３　思春期におけるセクシュアリティの問題は、学校でも行政でも、本人の自由を基盤として、権利保護の観点から長期的な視点でサポートすべきである。

思春期は性の多様性に関する「揺らぎ」も生じる時期であることを踏まえ、画一的な対応をするのではなく、本人の自由を基盤として、長期的な視点をもってサポートする必要性を、関係者が改めて認識することが必要である。

＜主な参考人意見・委員意見＞

・自分は性同一性障害かなと思ったら、レズビアンだったと気付いた人もいたり、先に手術をしてしまって、後で後悔している人もいる。トランスジェンダーの場合、ホルモン療法とか手術とか、ビジネスが絡んでくるので情報が大量にある。診断書の取り方までネットで広がってきている。本当はそういうことではなく、今情報が不足している同性愛のことについても、きちんと子どもたちにメッセージが届き、揺らいでいたら揺らいでいて全然いいのだ、時間をかけて自分のことをしっかり見つめていいのだということを伝えることが大切だ。(九都県市の共通メッセージである)「あなたはあなたのままでいい」とあるが、それをきちんと伝えないといけない。例えば、女の子なのにスカートを履きたがらないという子がいたときに、トランスジェンダーだ、性同一性障害だとなるが、セクシュアリティがマイノリティでなく、履きたくないだけかもしれない。ある程度、性同一性障害や同性愛についての枠組みは理解されつつあるが、目の前の子どもが、どれに当てはまるかではなく、その子がどうしたいのかというところから出発していくことが、個の尊重、多様性の尊重だということの基盤がないといけない。

・本当に、「あなたはありのままでいいんだよ」ということの考え方を小さい時から、服装とか遊びも含めて、大事に育てていく過程がすごく大事だと思う。

・思春期については、傷つけず伸ばしてあげる特別な配慮が必要で、個人が一番アイデンティティを育てる時期なので大切にしてあげるということを、実際の要綱ができて実施の段階で、詰めてもらえればと思う。

・思春期に入り、周りが恋愛の話をしている中で、自分には全く恋愛の感情がないと思い始めた時に、アセクシュアルという概念を知り、「まさか、これなのでは」と思ったとの相談であった。この事例は「Q」の相談に近い。アセクシュアルだとの断言は、本人もできないし、そうなのかどうかは分からない。少なくとも、本人の中に、恋愛をしないといけないという気持ちと、異性愛でないといけないという気持ちがあるのは確かだった。そこについては、もし本人がそうでなくても、自己肯定感が下がらないような支援が必要である。

項目４　トランスジェンダーの人々の権利保護に関しては、まず本人の性自認を重視し、具体的には個人の状況に対応する適切な措置が必要である。

トランスジェンダーの人々は、それぞれの置かれている状況により、性別の変更を望んでいる人、望んでいるができない人、性別の変更を望んでいない人など様々であり、本人の性自認を重視した対応をする必要がある。

＜主な参考人意見・委員意見＞

・性別変更ができない方々に対して、自治体としてサポートしていますよというメッセージがあると、当事者としても心強いのではないか。

・世田谷区としては本人の性自認を尊重している。どうしても法律で決められているなど、戸籍で判断しなければならない時には、仕方がないが例えば本人の性自認が、男性として生まれたけれども女性であるならば、女性として取り扱っている。身体的な見た目であるとか、医療的な行為であるとか、性自認では取り扱えないことについては、本人と対話をして、本人を傷つけないように対応している。

・身体の都合で手術ができない。そのため、戸籍上、男性のまま。人事異動して、異動先で、女性用トイレを使うのならそのたびごとに説明会をしろと言われて、それを裁判で争っている。（雇用側は）「戸籍が男性のままで女性用トイレを使うと、他の女性用トイレを使う女性の方々に性的な加害行為をするかもしれないと、他の女性職員たちが思うから、そこにも配慮しないといけない」と主張している。そのこと自体が差別・偏見であるということを、こちら側は強く主張している。

・性をどう確認するかについてだが、前提の話をすると、なぜ確認をしないといけないのかという点につながる。例えば、今私はここにいるが、戸籍を持っているわけでもない。皆さんは私のことを男性だと思っているわけですよね。そのまま男性用トイレを使っても何も思われないと思う。確認をしないまま、日常的には進んでいっている。あるいは、運転免許証には性別が書いていない（中略）一つひとつの場面ごとに考えていくことの方が大事であると思う。例えば、法律上どうしても男女で決まっている、結婚のことであったり、家族法であったり、年金の手続き等の場面の話なのか、そうではなく、トイレの使用の話なのか、あるいは学校の現場でその子を男の子として扱うのか女の子として扱うのかなど。個々の場面で、本人がどうしたいのかということと、本人の希望をかなえた時に、トラブルや支障が起きるのか、あるいはコストがかかることで我慢してもらわなければならないことなのか、その辺を一つ一つ確認していくということなのかと思う。

・例えば、弁護士会で人権救済申立てがあって、刑務所からＬＧＢＴなんだけど独房でないので非常に困るというような内容であるときに、それを刑務所サイドに伝えると、ＬＧＢＴはいませんと回答してくる。これは、結局、性自認の問題と客観的判定がずれている。

・各国とも性の自認について、刑務所や刑事拘禁施設、入管施設等は、今まで男性と女性しかないから、どのように本人の性を判断するのか非常に悩ましく、工夫を重ねてきている。

項目５　性的マイノリティの子を持つ親や家族が、適切な情報に容易にアクセスできるためのサポート施策が必要である。

当事者と同様に、親や家族も悩んでいるケースが多い。親や家族が、求めている情報にアクセスしやすくなるよう、市がホームページで適切な情報へ誘導するなどのサポート施策を講じることが必要である。

＜主な参考人意見・委員意見＞

・セクシュアルマイノリティの場合は親からも理解されない、そういう子どもがとても多い。この点が特徴だと思う。

・親が元々サポーティブであれば問題ないが、大抵は親は子どもに対して番人のような役目をしているので、「何とか（周囲と）合わせなさい」などとプレッシャーを掛けがちである。親が掛けているプレッシャーは社会の同調圧力と同じである。なので、社会的にある程度力を持っている人が、「あなたはよくやっています」「親は頑張っている」とサポートするとよい。親のやっていることをサポートした上で、「子どもは子どもだ」と伝え、「あなたが悪いから子どもがそうなったわけではない」と受け止める役目をできる人が一人いれば、ものすごく効果的である。それは役所の施策でもよいし、支援団体でもよい。やはり親をねぎらってあげないと、プレッシャーは薄まらない。親を変えるというよりは、今まで心配したり、頑張ってきたりした親の気持ちを受け止めると、だいぶ違う。親は自分のせいだと思ってしまっているので。

・実際に、親同士がつながるということが、一番ではないだろうか。その中でお互い話をしつつ、共感し、時間を掛けることによって悩んでいることが溶け出すということもある。直接会って、話ができる環境があちこちにできるといいと思う。いつかはなくなればいいが、今はまだ必要だと思う。

・いろいろあるマイノリティの中でも、ＬＧＢＴは特別だと思っている。部落や国籍などのマイノリティのグループや集まりは、お互い助け合ったりする中で、認め合おうとするのだろうが、セクシュアルマイノリティは親も子どもを拒絶してしまう。また、母親に先にカミングアウトするケースが多いのだが、「父親には言わない方がいい」とか「おじいちゃん、おばあちゃんには隠しておいた方がいい」などと母親に言われるなど、他のマイノリティのコミュニティと違って、その中でも一人ひとりが孤立してしまっている傾向にあると思う。また、大抵は母親は自分を責める。「育て方が悪かった」、「産み方が悪かった」とか、「過保護にし過ぎた」、あるいは「共働きだったから」、「シングルマザーだったから」などと、どこかに原因を見つけようとする人が多い。その次に、当事者を責めることが多い。「あの子と付き合うから、あなたもそうなった」とか、「頭がおかしくなったのではないか」というのはよく聞く。「出て行け」などは当たり前だし、大学生の場合は、学費と生活費の援助を切ってしまうケースがすごく多い。私立大学の場合は、アルバイトだけでは追いつかず、退学してしまうケースもある。

・親に拒否されたら、帰るところがなくなるとの話があった。現実的に、拒否された子がいて、拒否した親がいると思う。拒否された子たちには、よりサポートが必要だと思うし、拒否した親にアプローチができないかとの思いもある。

項目６　性的マイノリティの人々に対する適切な資格を持つ人による相談窓口の開設・充実や、相談活動を行っている団体へのサポートをするべきである。

川崎市ではすでに関連する相談窓口が開設されているが、ＮＰＯ法人等、市の機関以外の相談窓口との更なる連携を図るとともに、団体間で情報を相互共有するなどのサポートを行うことが必要である。

＜主な参考人意見・委員意見＞

・川崎市では、早くからそのような取組をしてもらっているし、（性同一性障害に関する）相談窓口もある。当事者がその窓口に行かないにしても、その窓口があるということが、当事者にとってとても励みになるし、力になる。「何かあれば、そこに相談すればよい」という、心に強いものを持てる。他の市民が「その窓口とは何？」と関心を持つことによって、広がりが出てくる。利用がないからといって、その窓口を絶対に閉じることのないようにしてほしいと思う。利用のある、ないではなく、そこに相談窓口があるということがとても大事なことなので、川崎市の取組は素晴らしい。

・自治体の色々な窓口から、親の会などにつなげられるようなこととか、最初から会うのがためらわれるような場合には例えばチャットで相談できるとか、いろんなタイプの相談窓口を公的に用意できるといいと思う。

・電話相談というのはきちんと指導や講習を受けた人が行わなければ、二次被害を起こしてしまう危険性がある。そのような機関ができてくることは大切なことであるが、きちんとした指導者がいなければ、難しいと思う。

・人口が少ないところでは、みんな顔見知りである。その中で相談するというのは、すごく難しいことである。そうした点も考えなければいけないと思うし、守秘義務をしっかりしないことには、とても怖くて相談できないと思う。ＤＶなども同じだ。警察に相談しても、町中に知れ渡ってしまうとかもある。その辺は十分に考える必要があるし、行政にも考えてほしい。まだ、川崎や東京では、多い人口の中では隠れるように静かに過ごせることもできるが、故郷に帰りたいと思っている人たちもいる。

・同性カップルを対象とした相談窓口が必要である。（トラブルがあっても）弁護士が理解してくれるか、差別・偏見を持っていないかどうかということが不安で相談できない。だから、ずっと困ったままの状態で救われないことが多い。

・（支援団体である）私達ができるのはケアとか、本人への支援であるが、根本的には社会的な環境調整も含めて、同時並行でやっていかなければならないと考えている。

Ⅳ　啓発活動について

（１）市民・事業者への啓発について

項目７　性的マイノリティの人々の置かれている状況や性の多様性について、市民や関係各機関・事業所等への啓発活動をするべきである。方法としては、様々な媒体の活用をするべきである。

現在でも川崎市では性的マイノリティに関する啓発活動を実施しているが、性的マイノリティの人々の置かれている状況や性の多様性は多種多様であり、更なる理解促進が必要である。項目１における関連制度の創設や、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の施行等を契機に、より一層、啓発活動を充実・拡充する必要がある。関連情報の周知、発信及び啓発においては、ホームページはもちろんのこと、紙媒体等も含めた様々な媒体を活用し、多くの人が触れることができるようにするべきである。その際、内容の多言語化や音声化についても留意する必要がある。

＜主な委員意見、参考人意見＞

・ＬＧＢＴではない人に対して、行政も含めてどう対応していくかを考えていかなければならないと思った。

・日本の社会において、テレビに出ることはＯＫ、近くの地域のどこかにいるのもＯＫだが、家族にいるとか自分の子どもがＬＧＢＴであるとか、自分の同僚がＬＧＢＴであるのは嫌だという人はすごい確率でいる。ということは、日本全体的に、周りで何かが起こっていることについては多少寛容だが、自分の問題になると嫌な人が多いということが言える。その根本にあるのは、ＬＧＢＴが嫌というよりは、もしかしたら、先ほど発言があったが「分からない」からというのは大きいと思う。

・市が関連するホームページを作るとしたら、そこで正しい情報へとつなぐようなことはできるのではないか。

・フェイスブックは今、高齢化していて、若い人はツイッターとかインスタグラムしか見ないという人も多いので、新しい媒体を使って発信もしていってほしい。

・パンフレットなどもいいが、子どもたちは結構動画を見ているので、市としても、もし作れるのであれば動画を作ってはどうかと思う。パンフレットを作る予算の何割かを、動画制作などに回すことなども可能なのではないか。子どもたちは、スマホやネットなど、よく動画を見ている。その中には、毒がいっぱい混ざっている。

・テレビなどが偏見の再生産の装置になっており、それをどうにかしなければいけない。当然、市が直接言うことはできないので、自治体で連携して申入れをするなどの取組も必要だろうと思う。また、動画作成の話で言うと、川崎市だけで作るのか、他都市と連携して作って対応するのかなども検討した方がよいと思う。

項目８　市立図書館などに性的マイノリティに関わる図書を備えるべきである。

性的マイノリティに関する情報を得たい人が、様々な情報に容易にアクセスできるよう、市立図書館及び市立学校図書館などに関連する図書を積極的に備えるよう対応することが必要である。

＜主な参考人意見・委員意見＞

・若いうちから、情報の選択肢が増えていくとよいと思う。図書館にもぜひ置いてほしい本がたくさんある。

・できれば、アクセスしやすい公立図書館で本や映像など、情報が揃っているとよいと思う。

・この協議会としては、人権の観点で、人権に関する図書がどれくらい入れるかとか、新しい課題が出た場合にはそれに関する図書を入れるなどの選書方針が存在するか否かだ。図書館なので、当然公衆に開かれているので、全ての人に満遍なくということはあるだろうが、市の方針として人権を掲げるのであれば、やはり選書の方針においても、人権はどうなっているのかということ。これは学校の図書館でも同じだろう。そのような選定項目が上がること自体に、意味があるのではないかと思う。多文化共生での観点でも同様だ。

・各館の担当者が集まる選書の会議に、人権担当の専門家が加わって「このような方針で選書してほしい」と言うなど、市が重点を置いている人権課題（の選書）について専門家が加わることがあってもよいのではないか。会議に加わらなくても選書リストを提案するとかでもよいと思う。

・市民が広く利用するようなところで、市が関わっていて、ライブラリーと呼ばれているようなところがあれば、そこを全て含めたい。

・市が関わってやるという意味では、拡がっていく。

・啓発にはなるが、啓発ではできにくい部分もあるので、図書ということを強調したい。

（２）学校における取組について

項目９　子どもが権利の主体であることを尊重しつつ、学校において、教師などの子どもに関わる指導者や保護者及び子どもに対する性的マイノリティの人権保護に関する教育、啓発活動及び相談体制の整備を進めるべきである。

学校において、指導者や保護者、子どもに正しい情報が届くよう、教育、啓発活動に取り組むべきである。同時に、子どもたちが相談しやすいような環境の整備についても取り組むことが望ましい。全ての学校にスクールカウンセラーの常駐が必要である。

＜主な委員意見、参考人意見＞

・性に関することが、セクシュアルマイノリティに限らず、子どもたちに対して全然届いていない。性そのもの、自分の心と身体を大切にして、相手の心と身体を大切にするということがどういうことなのかを、きちんと親が子どもに伝えていかなければならないのだが、ところがその親自体が、上から学んでいないので、それができない状態にあるのだと思う。なので、地方公共団体が、セクシュアルマイノリティに限らず、親と子をサポートしていく重要性につながっていくのではないかと思う。

・（そのケースでは）自分の中でレズビアンだと思いつつも、そのことが大人になってどのようになるのかが全く想像できていなかった。ロールモデルがいないので、レズビアンの人がどのように生きているか、道筋が全く見えていなかった。そのことが、この子にとっては大変だった（中略）自分のアイデンティティをさらけ出すとか、自分のアイデンティティを形成するという時期に、自分を演じ続けるということが強いられてしまうのは、自分がなかなか発達していかない。自分が自分を受け入れるという作業が止まってしまうので、シビアである。これも環境調整が必要な事例である。

・文科省から教員向けの性的指向・性自認に関する手引きが２０１５年に出されているが、それを見ている教員がとても少ない。学校で講演しているが、その際、「御存知ですか？」と聞いても、頭をかしげる教員が少なくない。他方、道徳の教科書では「思春期になったら異性に興味を持つ」とあるなど、矛盾したものが使われている。思春期になり、異性ということではなく「誰かを好きになる気持ちが芽生えますよ」といった内容の教科書が出てくると、同性愛の子どもたちはすごく安心するのではないかと思うが、まだまだそのような教科書にはなっていない。

・みんな違う人間であり、一人ひとりの違いは当たり前なんだということ。その「当たり前」をきちんと受け止められなければいけない。そのようなスタンスで、教員一人ひとりの心がほどかれれば、「ＬＧＢＴは直近の課題から見ると何番目」という世界から、少し解き放たれて、他の課題と同じように、目の前の子どもの特性や個性をどうやって大事にするかとの視点に立てるのではないか。そのような土壌が教員一人ひとりにあれば、多くの課題が解決していくのではないか。

項目１０　子どもが権利の主体であることを尊重しつつ、トランスジェンダーの子どもに関して、発達段階を考慮し適切に対応するには、学校において、校長をはじめ、教職員が理解を深めるべきである。

トランスジェンダーの子どもは、それぞれの置かれている状況や発達段階により、必要なサポートが様々である。それぞれの子どもに必要なサポートを適切に把握できるよう、教職員の研修などに取り組む必要がある。

＜主な参考人意見・委員意見＞

・小学校入学に際して不安があったので、就学前検診において校長にしっかり話して、ニーズを伝えてはどうかと助言した。このようなケースは校長の価値観によるところが大きい。もしうまくいかなくても、他の外部のサポートグループを見つけるなどと伝えていたが、本件の校長は理解のある人であった。学校側は女児としての通学を認め、現在も女児として通っている。ただ、教職員全員に理解があるわけでもないので、校長と話して、職員研修をやってもらった。

・「もし何かあったら私たちがいつでも助けるからね」というのがサポートである。何もしない方がいいよという助言は、助言になっていないと思う。この子が、自分の自己表現としてのカミングアウトとか、自分の才能を発揮するということを思いつつ、そのことに伴う不利益をどれだけ解消できるかが、学校側に求められている。

・トランスジェンダーについては、トイレや更衣室、修学旅行の問題などが学校生活での困りごとである。トイレに行かないために、朝から水分を取らない子どももいる。二分された性別に基づいた全ての環境が、トランスジェンダーの子どもたちを苦しめている。

・学校の先生個人に期待し過ぎると、学校の先生が潰れてしまう可能性がある。学校の先生が、普通に働いていく中で（対応できる）環境づくりをしていくこと。理想かもしれないし、到達できないかもしれないが、だからこそこのような場があるのであり、そうした問題点からのアプローチも必要だと思う。

４　おわりに

人権とは、人が尊厳ある存在として保護されることを要請する。なかでも、性的指向、性自認のようなセクシュアリティに関わる権利は、上述のヨーロッパ人権裁判所の判決が定義するように、人が「人格の発展と完成に向けて、とりわけ愛情に関わる領域において、他の人間と関係を築き維持する権利」として、プライバシーの権利（人格権）に位置付けられる重要な権利である。すなわち、ありのままの自分であること、ありのままの自分で生きていくことを尊重することが、法制度や行政には求められている。

そのような人権保護を実現するために、本協議会としては、性的マイノリティの人々の人権に関して、４章建て、計１０項目の答申を行った。

章建てでも示したように、「差別の禁止」、「当事者や家族へのサポート」、「啓発活動」の３つの柱は、性的マイノリティの人々の人権擁護において欠かせないものである。川崎市においては、各項目を着実に実施するよう要望するとともに、それらを実効的なものとする「（仮称）川崎市パートナーシップ制度の創設」を、本答申では筆頭項目として挙げている。

「パートナーシップ制度」は単なる制度創設のみならず、性的マイノリティカップルの存在を川崎市が公に認めるという大きな意義があると考える。答申時点で、すでに川崎市としても制度導入に向けた検討に着手しているとのことであるが、早期の制度施行を期待するものである。

本協議会は令和２（２０２０）年３月３１日をもって廃止され、その役割は「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の規定に基づいて設置される「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」に移行される。

移行後も、本協議会が答申した事項について、適宜、進捗状況等を新たな協議会の場に報告されるよう要望する。そのことをもって、本答申をはじめとする、これまでの各答申が、条例の目指す「全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくり」に寄与することを願っている。

参考資料

３０川市人第２０４号
平成３０年７月２５日

川崎市人権施策推進協議会
会　長　建石　真公子　様

川崎市長　　福田　紀彦

第３期川崎市人権施策推進協議会への諮問について

川崎市附属機関設置条例（平成２７年川崎市条例第１号）第３条の規定により、次の事項について諮問します。

１　諮問事項

「弱者にやさしい川崎」を目指した人権施策のあり方について

２　諮問の理由

本市が平成２７年３月に策定した川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」の前文では、「東京オリンピック・パラリンピックや川崎市制１００周年を見据えて、新たな時代状況に対応するため、一人ひとりの尊厳を最優先する「川崎らしい」人権施策を、平等と多様性を尊重しながら推進していく」ことなどを明示しています。

また、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、多様性の尊重に関する理念については、本市が平成３０年３月に策定した「川崎パラムーブメント第２期推進ビジョン」や法務省の掲げる平成３０年度啓発活動重点目標でも、明らかにされています。

他方、例示がされにくく、対応事象としても注目されにくい課題も、まだ山積しているものと考えます。経済のグローバル化、雇用の不安定化、地域や家族のつながりの希薄化等の経済社会の構造変化の中で、貧困や社会的な孤立などの様々なリスクが高まっています。そうしたリスクは、当事者への人権侵害と表裏一体であり、「人権を尊重し、共に生きる社会」を目指している本市としては、看過できるものではありません。

そのような課題を掘り起こし、とりわけ社会生活上、弱い立場に置かれている市民の人権が尊重され、尊厳が保障されるような施策のあり方について、再度確認し、着実に取り組んでいくために諮問するものです。

３　答申期限

平成３２年３月３１日

なお、今後の本市における人権施策の検討状況によっては、優先的に調査審議を依頼する事項が出てくる場合もあります。

第３期川崎市人権施策推進協議会　審議経過

【第１回人権施策推進協議会】
開催日：平成３０（２０１８）年４月１日（日）
○正副会長選出
○審議事項
（１）部会の設置（案）について
（２）年間スケジュール（案）について
○報告事項
（１）第２期協議会の取組内容について
○その他

【第２回人権施策推進協議会】
開催日：平成３０（２０１８）年７月２５日（水）
○　諮問
（１）「弱者にやさしい川崎」を目指した人権施策のあり方について
○審議事項
（１）多文化共生社会推進指針に関する部会の委員変更について
（２）本市の人権施策の取組状況について
（３）年間スケジュール（案）及び次回の審議事項について
○報告事項
（１）６月３日の時局講演会について　非公開
○その他

【第３回人権施策推進協議会】
開催日：平成３０（２０１８）年１１月９日（金）
○ヒアリング
（１）性的マイノリティに関する基礎情報と本市の取組について
（２）世田谷区におけるパートナーシップ制度の現状について
＜参考人：世田谷区生活文化部人権・男女共同参画課　山戸茂子課長＞
（３）性的マイノリティの社会生活上の障壁について
＜参考人：永野・山下法律事務所　山下敏雅弁護士＞
○審議事項
（１）性的マイノリティ施策のあり方について（ヒアリングまとめ）
（２）次回の審議内容について
○報告事項
（１）各部会の審議内容等について
（２）事務局からの報告事項（第２回での委員からの要請事項等）
○その他

【第４回人権施策推進協議会】
開催日：平成３１（２０１９）年1月１１日（金）
〇ヒアリング
（1）前回のヒアリング内容について
（2）性的マイノリティに関する相談事例等について
＜参考人：ＬＧＢＴ法連合会　原ミナ汰　共同代表＞
＜参考人：特定活動非営利法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク　大賀一樹　理事＞
〇審議事項
（1）性的マイノリティ施策のあり方について（ヒアリングまとめ）
〇報告事項
（1）「人権全般に関する条例」について
（2）各部会の審議内容等について
〇　その他
（1）次回の審議内容について

【第５回人権施策推進協議会】
開催日：平成３１（２０１９）年2月２２日（金）
〇ヒアリング
（1）前回のヒアリング内容について
（2）性的マイノリティ当事者の家族の相談事例等について
＜参考人：ＮＰＯ法人ＬＧＢＴの家族と友人をつなぐ会
小林りょう子　前理事＞
〇審議事項
（1）性的マイノリティ施策のあり方について（ヒアリングまとめ）
（2）次回の審議内容について
〇報告事項
（1）「人権全般に関する条例」について
（2）各部会の審議内容等について
〇　その他

【第６回人権施策推進協議会】
開催日：令和元（２０１９）年5月１５日（水）
〇審議事項
（1）第３期審議事項中間まとめ（案）について
（2）今年度のスケジュール及び次回の審議内容について
〇報告事項
（1）今年度の人権意識普及事業について
（2）「(仮称) 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」骨子案について

（３）各部会の審議内容等について
○　その他

【第７回人権施策推進協議会】
開催日：令和元（２０１９）年７月２４日（水）
○審議事項
（１）第３期審議事項「中間まとめ」（案）について
（２）次回の審議内容について
○報告事項
（１）「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（素案）について
（２）各部会の審議内容等について
○　その他

【第８回人権施策推進協議会】
開催日：令和元（２０１９）年１１月２０日（水）
○審議事項
（１）第３期審議事項中間まとめについて
（２）答申項目について
（３）次回の審議内容について
○報告事項
（１）「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（素案）に関する
パブリックコメント手続の実施結果について
（２）各部会の審議内容等について
○　その他

【第９回人権施策推進協議会】
開催日：令和２（２０２０）年２月５日（水）
○審議事項
（１）答申項目について
（２）次回の審議事項について
○報告事項
（１）「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」について
（２）各部会の審議内容等について
○　その他

【第１０回人権施策推進協議会】

開催日：令和２（２０２０）年３月１７日（火）

〇審議事項

（１）答申（案）について

（２）多文化共生社会推進指針に関する部会報告書（案）について

〇報告事項

（１）「人権かわさきイニシアチブ」に掲げる人権分野と本市の対応について

（２）「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」解釈指針について

（３）各部会の審議内容等について

〇　その他

第３期川崎市人権施策推進協議会

多文化共生社会推進指針に関する部会

報告書

令和２（２０２０）年３月

◎目　次

１　はじめに …… １
２　個別課題の検証について …… １
（１）指針１　行政サービスの充実（２）情報提供・相談窓口 …… １
（２）指針１　行政サービスの充実（７）防災 …… ３
（３）指針２　多文化共生教育の推進（１）就学の保障と学習支援 …… １１
（４）その他 …… １３
３　おわりに …… １４

資料編

資料１　第３期川崎市人権施策推進協議会多文化共生社会推進指針に関する部会委員名簿 …… １５
資料２　川崎市多文化共生社会推進指針概要図 …… １６
資料３　第３期川崎市人権施策推進協議会多文化共生社会推進指針に関する部会 会議開催経過 …… １７
資料４　川崎市災害時多言語支援センター設置に関する協定書 …… １８

１　はじめに

第３期川崎市人権施策推進協議会多文化共生社会推進指針に関する部会（以下「本部会」という。）は、川崎市人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）の第３期の部会として設置された（２０１８（平成３０）年４月１日第３期第１回川崎市人権施策推進協議会決定）。第２期部会から目的及び所掌に変更はない。なお、本部会に属する協議会の臨時委員及びその任期については、資料１を参照されたい。

第３期は、８回の会議において、「川崎市多文化共生社会推進指針」（以下「指針」という。）に基づく施策の実施状況等について個別課題の検証を行った。指針の概要については資料２、審議経過については資料３をそれぞれ参照されたい。

以下では、「川崎市多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況及び推進計画一覧」（以下「一覧」という。）の２０１８（平成３０）年度版及び２０１９（平成３１）年度版に基づいて行った個別課題の検証の結果を述べることとする。

２　個別課題の検証について

一覧には指針に基づく施策について、前年度の「施策の実施状況」、当年度の「推進計画」及び「今後の課題」が所管課（室）ごとに記載されている。第３期の本部会では、そのうち指針に掲げられた「指針１　行政サービスの充実（２）情報提供・相談窓口」、「指針１　行政サービスの充実（７）防災」、「指針２　多文化共生教育の推進（１）就学の保障と学習支援」を「重点課題１　情報の多言語化と通訳体制の拡充」、「重点課題３　施策推進の地域拠点づくり」と関連付けつつ検証を行った。以下では、指針の順序に従って検証結果を報告する。**ａ．施策の取組状況**では、各所管課（室）が行った施策を紹介し、**ｂ．コメントと今後の課題**では、それに対する本部会の意見を述べている。また、重点課題については、**ａ．施策の取組状況**として重点課題に関する「現状と課題」及び「今後の方向性」についての市の認識を紹介した上で、それに対する本部会の意見を述べている。なお、施策の推進状況等は２０１９（平成３１）年４月段階のものである。

２０１９（令和元）年１０月の台風１９号の際に、市と川崎市国際交流協会の協定に基づく「川崎市災害時多言語支援センター」が初めて設置された。初めての設置でもあり、また、災害に対する外国人市民の関心も高まっていることから、特に詳しく災害時多言語支援センター設置運営業務について報告し、今後の課題を述べることとする。

（１）指針１　行政サービスの充実（２）情報提供・相談窓口

（２）情報提供・相談窓口
②　外国人相談体制の充実に努めます。

重点課題３　施策推進の地域拠点づくり
指針に基づく施策をより推進するため、国際交流センターのさらなる活用とともに、川崎市の地理的特性を考慮した施策推進の地域拠点が求められています。

ａ．施策の取組状況（市民文化局人権・男女共同参画室、（かわさき　きたテラスに関して）**コミュニティ推進部区政推進課、経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課**）

＊ヒアリングを実施した所管課（室）をゴチック体で表記している。

・　ＪＲ川崎駅北口に開設した「かわさき　きたテラス」において、英語や中国語で対応できるコンシェルジュを常時２名配置した。あわせて、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語（２４時間３６５日）、タイ語（９－１９時）、ベトナム語（１０－１９時）のテレビ通訳サービスを実施した。

・　（現状と課題）川崎区に「川崎市ふれあい館」、中原区に「川崎市国際交流センター」といった地域拠点はあるが、北部には地域拠点となるような場所が存在しない。２０１９（平成３１）年度中に川崎市国際交流センターに多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮）を設置し、相談体制を１１言語とすることを目指しているが、川崎駅周辺における多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮）の必要性についても検討する必要がある。（２０１９（令和元）年７月に川崎市国際交流センターに「多文化共生総合相談ワンストップセンター」が開設された。）

・　（今後の方向性）既存の地域拠点施設の周知を図り、活用を進める。新たに北部における地域拠点づくりを検討するとともに、川崎駅周辺での相談窓口の設置などを検討する。

ｂ．コメントと今後の課題

・　地域拠点づくりの観点から、２０１８（平成３０）年２月１７日に開設された「川崎駅北口行政サービス施設」（通称「かわさき　きたテラス」）についてヒアリングを実施した。

・　きたテラスは、面積約１００㎡で、行政サービスコーナー、市バス乗車券発売所、観光案内所の３つの機能を持っている。行政サービスコーナーでは住民票等の各種証明書の発行、観光案内所では観光案内と名産品の販売を行っている。多言語対応としては、観光案内所に英語と中国語に対応したスタッフ（「コンシェルジュ」）を配置し、その他７言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語）に対応したＴＶ通訳システムが導入されている。

・　２０１８（平成３０）年２月の開業から同年９月末までの外国人来場者数は３，２２１人であり、全来場者数の２％程度であった。外国人利用者の国籍・地域は上位から中国、アメリカ、インド、フィリピン、台湾である。英語と中国語に対応できるスタッフがいることから、ＴＶ通訳システムの利用回数は３回のみであった。

・　生活相談を目的に来場する人はおらず、仮に生活相談等に至った場合は所管の窓口を案内するという対応をしているとのことである。

・　きたテラスは、各種証明書の発行のための行政サービスコーナーと観光案内所を主たる機能として設置されたものである。多文化共生施策推進の地域拠点として構想されていないため、地域拠点の機能を期待することはできない。

・　多文化共生施策推進の地域拠点は川崎市国際交流センターと川崎市ふれあい館である。市域の北部には地域拠点は存在しない。また、川崎市ふれあい館は川崎駅から遠く、交通の利便性に乏しい。地域差をなくすために市北部の地域拠点設置についての具体的検討を始めるべきである。また、外国人市民の増加が予測される中、川崎駅近辺での地域拠点の設置も急がれる。現在、新市庁舎建設が進

みつつあり、本庁舎内に市民交流スペースが設けられるとのことであるので、最低限、そこに何らかの形で外国人市民のためのコーナーやスペースを設けるべきである。

・　国が進めた「多文化共生総合相談ワンストップセンター」が２０１９（令和元）年７月に川崎市国際交流センター内に開設された。１１言語に対応できる相談体制となっている。相談体制の充実としては評価できるが、実際に「ワンストップ」で困りごとが解決される体制となっているのか、名称と実態の乖離は否めない。今後は、総合相談窓口としての機能に加えて、困りごとの解決という機能を持たせるのか、どこまで持たせるのか、そのためにはどのような人材配置が必要なのか、そのための財政的な裏付けをどのように確保するのかなどの検討が必要であろう。

・　相談体制の充実のためには「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の存在を広く周知することが不可欠である。とりわけ転入したばかりの外国人市民にとってその必要性は高いだろう。各区役所の転入届窓口をはじめとして多くの場所・場面での広報活動を徹底すべきである。

・　「多文化共生総合相談ワンストップセンター」は全国で１００箇所の設置であるため、他の自治体に居住する外国人市民も相談に訪れる。川崎市以外の外国人市民の相談にも十分対応できるような準備が必要である。また、来場者の居住地、相談内容、対応などの実態の把握を行い、国の施策の効果について検証し、仮に問題があれば国に申入れを行うことが必要であろう。さらに、「多文化共生総合相談ワンストップセンター」は、国の補助金によって設置され、運営も補助金に負うところが大きい。補助事業の継続を国に対して強く求め続けるべきである。

・　最後に、本部会の地域拠点づくりの審議は進んでいない。地域拠点として適切な場所、必要な機能と人材、使用可能な施設などについて、より踏み込んだ審議を進める必要性がある。この点は申し送り事項としたい。

（２）指針１　行政サービスの充実（７）防災

（７）防災

①　災害時において、外国人市民が差別されることなく適切な情報提供や対応が行われるような体制の整備に努めます。

②　外国人市民に対して、防災に関する啓発に努め、情報を多言語で広報します。

③　災害時の対応に備えて、市民グループ、ボランティア団体等との連携に努めます。

重点課題１　情報の多言語化と通訳体制の拡充

日本語を母語としない外国人市民にとって、言葉の問題は市民生活をおくる上で大きな壁となっており、多言語での情報発信や翻訳・通訳体制のさらなる拡充が求められています。

ａ．**施策の取組状況**（総務企画局シティプロモーション推進室広報担当、**危機管理室**、市民文化局人権・男女共同参画室、市民生活部交流推進担当、市民活動推進課、川崎区役所危機管理担当、幸区役所危機管理担当、**宮前区役所まちづくり推進部地域振興課、危機管理担当**）

＊ヒアリングを実施した所管課（室）をゴチック体で表記している。

・　２０１８（平成３０）年７月、９月に、台風による土砂災害に備え、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告が発令された際に、総務企画局シティプロモーション推進室広報担当及び危機管理室と連携し、外国人市民向けに、市ホームページでやさしい日本語による情報発信を迅速に行った。
・　コミュニティ放送（かわさきＦＭ）で７言語（やさしい日本語、中国語、英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語及びタガログ語）で放送している市の情報提供番組の周知を積極的に行い、災害時に市が提供した災害情報を外国人市民等が適切に受信できるよう努めた。また、同番組で、備蓄品や災害時の避難方法など、防災関連情報を提供した。
・　外国人市民の防災力向上を図るため、外国人市民向け防災講座を「川崎市ふれあい館」「川崎市教育文化会館」で実施した（川崎区役所）。
・　２０１２（平成２４）年度に改定した、４言語（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語）の表記がある「幸区防災マップ」を配布した（幸区役所）。
・　難しい言葉や専門的な言葉を簡単な言葉に置き換えた「やさしい日本語」による防災啓発冊子について、区役所、川崎市国際交流センター等の窓口の他、「ぼうさい出前講座」、防災イベント等の機会を通じて配布した。また、本市の防災対策や日頃の備えなど、家庭や地域の防災について日本語で掲載している防災啓発冊子「備える。かわさき」や各区の避難所などを日本語で示した「防災マップ」についても、それぞれ多言語版（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語の６言語）を区役所、川崎市国際交流センターの窓口の他、防災イベントや防災訓練等の機会を通じて配布した。（総務企画局危機管理室）
・　川崎市国際交流センターでの防災訓練の際に、川崎市国際交流協会を通じ、外国人市民や近隣町会、市民グループ、日本語ボランティア等に対し、情報提供を行った。
・　川崎市国際交流協会を通じ、「災害時多言語情報作成ツール」の活用を支援した。
・　市と川崎市国際交流協会が締結した「川崎市災害時多言語支援センターの設置に関する協定書」に基づき、同センターを円滑に運営するための設置運営訓練を実施した。
・　かわさき市民活動センターにおいて今年度も「ごえんカフェ」、「ごえん楽市」など、災害・防災ボランティア団体も対象とする市民活動団体の交流事業を行った。市として、これらの事業を含めた公益財団法人かわさき市民活動センターの市民活動支援事業の充実が図られるよう、法人への支援を行った。

・　（現状と課題）外国人市民の増加と多様化が進む中で、変化する外国人市民の実情に応じた柔軟な対応が求められており、多言語での情報発信を一層充実させる必要がある。また、２０１８（平成３０）年度に法務省が公表した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に係る「多文化共生総合相談ワンストップセンター」を２０１９（令和元）年７月に開設した。通訳体制については、川崎区では、子ども支援機関通訳・翻訳支援事業を実施しているが、対象や地域が限定されており、予算も限られている。また、２０１８（平成３０）年４月から区役所等外国人相談通訳派遣事業を開始し、行政手続や子育て、福祉等に関係する相談、手続等を含む事業を実施する場合に通訳派遣（予約制）を実施しているが、今後についてはニーズ等を注視し、必要に応じて充実させていく必要がある。
・　（今後の方向性）多言語での情報発信を推進するとともに、２０１９（平成３１）年度中に川崎市国際交流センターに多文化共生総合相談ワンストップセンターを設置し、相談体制を１１言語とした。一方で、市として「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」における「多言語広報を行う

場合の言語」を変更するか状況の変化を踏まえ検討する。また通訳体制については、２０１９（平成３１）年４月に各区役所・支所へのＴＶ通訳用タブレット型端末を設置し、外国人市民とのコミュニケーション支援を行い、各種手続等がスムーズに行える体制を整えていく。

ｂ．コメントと今後の課題

・　防災に関しては、市としての取組と地域での取組について検討するため２度のヒアリングを実施した。上記部局の他、川崎市国際交流協会と宮前区まちづくり協議会にもヒアリングを実施した。ヒアリング内容は多岐にわたるが、項目に分けてその内容を紹介し、本部会としての意見を述べることとする。

ア．災害時の情報提供

・　災害時の外国人市民への情報提供に関し、緊急情報の多言語化に対応するために、防災ポータルサイトの自動翻訳サービスを２０１８（平成３０）年１２月に試行開始したとのことである。「メールニュースかわさき」の「防災気象情報」は日本語による配信である。２０１６（平成２８）年９月から、緊急速報「エリアメール」に災害・避難情報の翻訳機能が追加され、川崎市が発表する避難勧告等の情報が英語、中国語、韓国・朝鮮語に翻訳されるようになった。市としては、災害関連情報の多言語化の必要性は認識しているが、即時翻訳等の技術的課題が多いことから、今後の技術開発の動向を注視しているとのことであった。

・　２０１９（令和元）年１０月の台風１９号の際に、他の自治体で防災ポータルサイトにアクセスが集中し、情報提供が困難になった事例も起きている。命にかかわることであり、正確で迅速な情報提供のために、情報提供ルートの複線化の検討も必要であろう。日本語が十分に理解できない外国人市民にとって情報不足は不安をより拡大させる。即時翻訳等の技術的課題があることも理解できるが、技術開発の働きかけなど市としてより積極的に取り組んでもらいたい。

・　情報伝達の媒介役としての外国人市民の団体・組織、ネットワークの把握の必要性について市は理解しているものの、その把握に努めている段階である。存在する情報が伝わらないという問題は、防災に限らず以前より指摘されている。情報提供ルートの複線化に関わり、外国人市民のネットワークの把握とネットワーク上の情報伝達実態解明や効果的な情報提供方法の研究は必要である。情報伝達実態解明や効果的な情報提供方法の研究を市として取り組むべきである。その際、インターネットやＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）などに限定せず、紙媒体や口コミなども含め、情報の受け手の特徴に適した媒体のあり方の検討も行ってもらいたい。

・　災害時に外国人市民に関わるデマが流されるという事態が生じうることは、歴史が示している。デマが流された場合の対応としては、デマが流されている媒体にデマを否定する情報発信を行うことを考えているとのことであった。インターネット上のヘイトスピーチが頻発する中で災害時にデマが流されると、その影響も大きくなることが考えられる。日常的なデマの否定を継続することが大切である。また、「ぼうさい出前講座」やその他の啓発活動の中で、災害時にはデマが発生することがあることを市民に知らせておくことも必要である。

・　「災害時多言語支援センター」の運営に向けては、年に１回の設置運営訓練が継続されている。また、一般財団法人自治体国際化協会（ＣＬＡＩＲ）の多文化共生マネージャーによる「災害時における多言語支援」をテーマとした講演会、研修、外国人市民や登録ボランティアに対する意識調査などが行われている。なお、２０１９（令和元）年１０月の台風１９号の際に「災害時多言語支援センタ

ー」が初めて設置された。その報告と今後の課題については、項を改めて述べる。

イ．災害発生時の対応

・　災害時に、高齢者や障害のある方などが、安全に避難できるよう支援する制度である「災害時要援護者避難支援制度」について、登録用紙の多言語版は作成していないとのことであった。本制度に登録している外国人市民はいるものの、日本語理解の面で問題は生じていないようである。しかし、今後、日本語が十分理解できない外国人市民が増加することが見込まれ、また毎年のように大きな災害が発生している。日本語が十分理解できない外国人市民のために制度の多言語での周知と登録用紙の多言語化は、外国人市民に安心を与え、また、防災への啓発にも役立つと考えられるため、より一層推進していってもらいたい。

・　宮前区からは、要援護者に該当すると思われるものの登録していない人が相当数いるとの認識の下、安否確認訓練の取組が紹介された。「災害時要援護者避難支援制度」への登録者が要援護者の実態を正しく表しているのかの再確認が必要であろう。

・　川崎市国際交流協会では、多文化共生マネージャーから、市内在住の外国人市民の実態を知っておいた方がよいとの助言を得て、個人情報に留意しながら国籍別・町丁別の外国人市民データを収集したとのことである。宮前区まちづくり協議会では、外国人市民の居住地の実態の把握はできていないとのことであり、町内会でも外国人市民の居住実態は把握してないだろうとのことであった。川崎市国際交流協会が把握している情報を地域での活動に役立てるために、情報の共有と管理のあり方についても検討が必要であろう。

・　川崎市避難所運営マニュアルの改定にあたり第１１期外国人市民代表者会議の提言内容が反映された。具体的には「受付シート」「避難者登録カード」の多言語版（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ロシア語）が第１１期外国人市民代表者会議で作成され、様式集に収録されるなどした。また、第１１期外国人市民代表者会議が作成した「り災証明書交付願《記入ガイド》」の多言語版が活用できるようになっている。代表者会議の提言をただちに実行した点を高く評価したい。今後は、市のマニュアル改定内容が区のマニュアル、各避難所のマニュアルへと反映されるよう周知を図ることが必要であるとともに、実際の運用の場面などを通して、わかりやすさの改善に努めることが必要であろう。

・　川崎市国際交流協会に登録している災害時協力ボランティア（通訳、翻訳、一般）を区ごとに活用できるとしたら、メリットはあるかを各区役所に尋ねたところ、全区役所から期待する旨の回答を得た。災害時に市本部にボランティア派遣を要請し、調整の上、派遣されるという手続では時間がかかることから、区ごとに活用できることのメリットへの期待は大きい。ただし、ボランティア登録者数と派遣ニーズのバランスや他地域とのニーズの競合も考えられるため、全市的な調整は必要であろう。また、ボランティア自身も生活者であり、災害発生時には避難者になりうる。こうした点を含めて、災害時協力ボランティア活動の効果的な運用の仕組みつくりの検討を始めるべきである。

ウ．防災啓発活動

・　外国人市民にわかりやすい防災啓発資料や「防災マップ」については、２０１４（平成２６）年度に「備える。かわさき（やさしい日本語版）」を改定する際に外国人市民にアンケートを行って参考にしたとのことである。

・　「備える。かわさき（多言語版）」について、単なる翻訳ではなく外国人市民の理解しやすさを増すためにも、外国人市民の参加の下で改定作業を行ってもらいたい。それが外国人市民の防災に対す

る意識を高めることにもつながり、啓発活動の側面も持つと考えられる。

エ．地域の防災への取組

- 地域の自主防災組織の活動の周知については、各組織や地域に任せているのが実情である。危機管理室や区役所が、それぞれの自主防災組織の活動を網羅的に周知することは難しいとしても、地域自治組織やその活動内容に関する情報がどこにあるかは、防災関連情報ページや啓発活動の中で周知すべきであろう。
- 川崎区独自の取組として、川崎区区民会議提案の「私の防災手帳」がある。Ａ４シートを山折り谷折りすると手帳になるものであり、緊急連絡先の他、「自分と家族の情報メモ」「健康メモ」「持出品」の項目に自ら記入して、個々人に対応した防災手帳を作成していくものとなっている。この手帳は、多言語版（英語、中国語、韓国・朝鮮語、タイ語、ベトナム語、タガログ語、スペイン語）が用意されており、「ぼうさい出前講座」や日本語・識字学級などで防災啓発に利用されているとのことであった。
- 「私の防災手帳」は、市民が自らの状況に応じた情報を書き込むことで完成させるという点で、緊急の際に実際に役立ち、また防災意識を高めることにも役立つだろう。こうした地域のすぐれた取組が全市化されない点は残念である。危機管理室や各区の防災担当が市民に広く周知することを望む。さらに、他の施策も含めて、各区・各地域の取組の中で全市化すべきものを積極的に全市化する仕組みづくりも必要である。
- 宮前区まちづくり協議会、宮前区役所地域振興課及び危機管理担当に行ったヒアリングでは、「防災訓練外国人市民ツアー」の取組が紹介された。地域で開催される防災訓練に外国人市民が参加する形がとられている。また、ツアー内容のレベル分けや訓練参加者の到達目標の設定の必要性が述べられた。そこで紹介されたのは、防災訓練自体を知らない外国人市民向けの体験中心の訓練、災害時の連絡方法や応急処置等のレクチャーを含めた訓練、そして、主体的に街の防災を考える立場への転換という３つのレベルである。
- 宮前区の「防災訓練外国人市民ツアー」のチラシはやさしい日本語で作成されている。チラシの多言語化は検討されたがまちづくり協議会独自に作成することは困難であるとのことであった。防災に限らず、地域の組織や団体が自前で翻訳をする、業者に翻訳依頼する方法では、持続可能な活動は難しいだろう。そこで、例えば防災ならば、防災訓練チラシに頻出する表現の多言語翻訳をストックし、地域の自主防災組織が独自に取り出せる仕組みといった発想もあってよいだろう。

ｃ．災害時多言語支援センターの業務実施

・　川崎市国際交流協会より以下のような業務実施報告書を提供いただいた。

２０１９年の台風１９号における災害時多言語支援センター業務の実施について

１　災害時多言語支援センターの開設について

（１）　設置場所

川崎市国際交流センター

（２）　設置期間

２０１９（令和元）年１０月１２日（土）１０：００の設置から、１０月１３日（日）１０：２５の解散指示まで。

（３）　人員体制

①市民文化部災害対策本部　　５人

ア　交流推進担当：課長、課長補佐、職員（川崎市国際交流センターにて業務）

イ　人権・男女共同参画室：係長、職員（市民文化局：フロンティアビル９階）

②川崎市国際交流センター

ア　川崎市国際交流協会　　１３人

事務局長、総務課長、交流事業課長、多文化共生課長

相談員　職員（タガログ語、英語）、職員（スペイン語）、職員（ネパール語）

・相談員３名は、非常勤職員であるため、１３日（日）の電車運行状況等を見て、１０：００までに撤収

※中国語、ポルトガル語、ベトナム語、インドネシア語相談員及び通訳・翻訳ボランティア（韓国・朝鮮語）、国際交流センターホームページアップ作業は自宅において業務従事

イ　㈱東急コミュニティー　　４人

統括、主任（災害時多言語支援センターの協定先ではないが、同センターの設置場所に指定されている国際交流センターの施設管理を担当）設備、警備

③かわさきＦＭ　　２人

統括部長、職員

（４）　対応内容

①情報翻訳

ア　ＨＰ掲載（市及び川崎市国際交流センター）

市：多言語翻訳分（川崎市国際交流センター送信）、やさしい日本語は市が掲載

センター：通常のホームページ業務委託先

イ　多言語放送用音源作成

センター及び自宅待機の相談員とボランティア

②相談対応

電話対応については、通常の相談業務は１６：００までのところ、相談専用ダイヤルはつながるように設定し、代表番号でも、１８：００以降、録音テープで相談専用ダイヤルを案内。相談員１名、事務局長らは、万一電話が鳴った場合、応答できるよう、休憩場所を１階事務室とした。

２　業務記録

（1）１０月１２日（土）

１０：００　災害警戒本部体制により、川崎市全域に避難所を開設。市内の土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域に「避難勧告」。災害時多言語支援センターを設置

１０：２０　「避難勧告」を翻訳依頼(所管＝市民文化局交流推進担当)
土砂災害警戒区域と洪水浸水想定区域

１１：００　やさしい日本語担当（外国人市民施策担当）に日本語原稿を参考送信（所管）

１２：００　「避難勧告」のポルトガル語以外の９言語の文字翻訳（英語、タガログ語、スペイン語、ネパール語はセンター内、その他５言語は職員及びボランティアが在宅で翻訳）を外国人市民施策担当に送信後、入電（所管）

１２：２０　「避難勧告」の翻訳音声データ（英語、タガログ語、スペイン語、ネパール語）をかわさきＦＭに送信（国際＝国際交流センター)。入電（所管）

１３：０４　かわさきＦＭで上記音声データによる４言語の「避難勧告」を放送

１４：１０　かわさきＦＭで２回目の「避難勧告」を放送

１４：２８　韓国・朝鮮語音声データを送信（国際）

１４：３０　センターに避難して来た３家族に、センターは指定避難所ではないことと、１８時に閉館することを伝え、住吉小学校避難所に移動を要請した。

１４：４０　中国語音声データを送信（国際）

１５：０３　かわさきＦＭに２言語を追加送信（国際)、放送依頼入電（所管）

１５：５０　かわさきＦＭで６言語による３回目の「避難勧告」を放送

１６：００　外国人市民施策担当から、各区避難所に相当数の市民が避難しており、外国人市民もいると思われるため、センターの相談対応について、確認、情報提供するよう指示あり。
→英語、タガログ語、スペイン語、ネパール語の各言語の相談員が対応可能である旨と相談専用ダイヤル番号を、市民文化局庶務係長から各区総務課に情報提供

１９：１５　かわさきＦＭで６言語による４回目の「避難勧告」を放送
「避難指示」の翻訳依頼
浸水想定区域

１９：２５　外国人市民施策担当に日本語原稿を送信（所管）
在宅対応職員、ボランティアに日本語原稿を送信、翻訳依頼（国際）

２０：２５　外国人市民施策担当にタガログ語、ネパール語、ベトナム語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語の５言語の翻訳を送信（国際)、入電（所管）

２１：００　かわさきＦＭにタガログ語、ネパール語、ベトナム語、韓国・朝鮮語の４言語の音声

翻訳データを送信（国際）、入電（所管）

２１：２２　外国人市民施策担当に英語、中国語、インドネシア語、スペイン語の翻訳を送信（国際）

２１：３０　かわさきＦＭに英語、インドネシア語、ポルトガル語、中国語、スペイン語の音声データを追加送信、入電（国際）

２２：２８　かわさきＦＭで８言語による「避難指示」を放送

２３：４９　かわさきＦＭで９言語による２回目の「避難指示」の放送をもって多言語放送終了

（２）１０月１３日（日）

６：２３　「避難指示（緊急）・避難勧告解除」を翻訳依頼（所管）

６：３３　外国人市民施策担当に日本語原稿を送信（所管）

６：３５　在宅協会職員・ボランティアに翻訳依頼（国際）

７：４０　外国人市民施策担当に「避難指示（緊急）・避難勧告解除」の文字翻訳情報を送信（所管）

１０：２５　市民文化部災害対策本部より解散指示

３　相談記録（１０月１２日（土））

１４：４０　入電。英語で台風による避難について問い合わせ。避難勧告が出ていること、高津区坂戸在住につき、坂戸小学校を避難所として案内。相談者の子ども２人が同小学校に通っており、場所はわかるとのこと。近隣に崖、川はないか尋ねると、ないということのため、避難しない場合は、自宅から出ないよう注意喚起

１８：００　入電。川崎区南町在住の外国人市民。避難所の情報を伝えようとしたが、電話が途中で切れる。川崎小学校が避難所である旨確認しており、再度電話が来たら、伝えることとする。

資料４　川崎市災害時多言語支援センターの設置に関する協定書

ｄ．災害時多言語支援センターに関するコメントと今後の課題

・　今回は、市と川崎市国際交流協会が締結している「川崎市災害時多言語支援センターの設置に関する協定書」で定められている業務のうち、災害時に外国人市民等に対して提供が必要な情報等の翻訳、外国人市民等からの相談・問合せ等への対応、かわさきＦＭの多言語放送への協力を行った。それぞれの業務に関し、今回得られた知見と川崎市国際交流センターの報告書を踏まえた今後の課題をまとめてみたい。

ア．災害時に外国人市民等に対して提供が必要な情報等の翻訳

・　今回は災害時多言語支援センターの設置は２４時間であったが、地震等の大規模災害により長期間の設置が必要となった場合を考慮すると、翻訳を担当する者が川崎市国際交流センターに待機することは必須ではない。場合によっては、自宅での作業やボランティアに依頼するなど柔軟な体制を想定しておくべきである。

・　文字及び音声翻訳したものは、市やかわさきＦＭと連携してホームページやラジオでの多言語放送で情報提供するとしているが、避難所での情報提供や、川崎市国際交流センターのフェイスブック等

を活用した配信も行うなど、避難者や避難を考えている外国人市民等により迅速に必要な情報が届くように情報提供の複線化を検討することが望ましい。

イ．外国人市民等からの相談・問合せ等への対応

・　相談内容は、主に避難に関することで、避難のタイミングと避難場所はどこかという内容であった。これは、外国人市民への避難所等の情報提供が不十分であるか、情報提供をしていてもそれが緊急時の行動に反映されないことを表している。日常生活において効果的な情報提供を行うとともに、災害時の行動に結びつく情報の周知の仕方を検討する必要がある。その意味では、上記の「防災訓練外国人市民ツアー」の取組の幅広い実施や「私の防災手帳」の普及など、外国人市民が主体的に防災に向き合う手法を広げていくことが重要である。

・　また、地域防災訓練など地域の取組への積極的な参加促進により、地域との顔の見える関係づくりを行い、災害時の助け合いにつなげることが大切である。

ウ．かわさきＦＭの多言語放送への協力

・　翻訳を担当するセンターの相談員等が文字と音声による翻訳を担当し、音声をデータでかわさきＦＭに送信した。受信したかわさきＦＭでは番組の中で放送することになっており、放送のタイミングなどは任せている。市からの重要情報は迅速性が求められる。音声送信から放送されるまでの時間を極力短縮する必要があり、放送のタイミングや頻度等について関係者間の協議の下で改善に向けた検討が必要である。

・　また、今回の設置運営によって、定型化できる重要情報については事前に音声データを作成し、かわさきＦＭに提供し準備しておくことで、迅速な情報提供が可能になるのではないかという反省が得られた。その実施可能性について検討を進めるべきであろう。

・　今回、川崎市国際交流センターから各区役所を通じて各避難所に向けて災害時多言語支援センター設置済みの連絡を行い、外国人相談の体制が整っていることを伝えたが、避難所からの相談、問合せはなかったとのことである。今回が初めての設置であり、今回の経験をもって災害時多言語支援センターの機能や効果をただちに評価することはできないが、災害時多言語支援センターの存在が各避難所レベルにまで認知されることが重要であり、その上で、避難所・避難者－区役所－災害時多言語支援センターとの間の相談・問い合わせと支援が円滑に行われるよう、関係者間の確認調整を行い、実践につなげる必要がある。

・　また今回は避難所における外国人の状況を把握することは出来なかったとのことであるが、避難所の外国人市民のニーズや困りごとを想定し、具体的支援策を検討しておく必要があるだろう。

（３）指針２　多文化共生教育の推進（１）就学の保障と学習支援

（１）就学の保障と学習支援

①　全ての義務教育年齢の子どもに就学の権利を保障するとともに、全ての子どもたちのための学習環境の整備に努めます。

③　日本語指導が必要な児童生徒に対し、生活に必要な日常語、学習に必要な言語の習得支援の充実に努めます。

ａ．**施策の取組状況（教育委員会事務局総務部人権・共生教育担当**、学事課、**学校教育部指導課**、**総合教育センター（カリキュラムセンター）**、市民文化局市民生活部交流推進担当）

＊ヒアリングを実施した所管課（室）をゴチック体で表記している。

- 学習環境の整備等について、各学校が主体的に取り組むことが求められていることから、教職員向けの研修会や各種会議を通して多文化共生教育の理解に努めた。
- 外国人保護者用就学ハンドブック（８言語）を発行、配布、インターネットによる配信を行った。２０１９（令和元）年度にはネパール語のハンドブックを新たに作成する。
- 不就学の情報等があった場合、適切な対応が図られるよう各課との連携調整に努めた。
- ７言語で作成した就学案内を、新入学対象年齢で住民登録のある外国籍の児童生徒がいる家庭、及び市立小学校６学年に在学する外国籍児童がいる家庭に送付するとともに、ホームページへの掲載や、市内の幼稚園・保育園、区役所・支所・出張所、市民館、図書館等外国人市民が立ち寄りそうな施設へ案内の配布を行い、周知に努めた。
- 各学校における外国籍の児童生徒への就学援助制度に関する周知について、９言語で作成した簡易案内を活用するよう各学校に依頼を行った。
- 特別支援教育や不登校、学年齢超過など特別な支援が必要なケースにおいては総合教育センター内のカリキュラムセンター、特別支援教育センター、教育相談センターが連携を取りながら進めた。
- 教育相談のときに、公立高等学校の入試に関する制度の情報を多言語で提供している。また、日本語を母語としない生徒への高等学校説明会に中学１、２年生からの参加を推進した。参加者は、生徒２５名、保護者３３名であった。
- 学校編入後は、初期の日本語の習得を目的に日本語指導等協力者を週２回、１回２時間、６ヶ月～１年程度の期間、各学校に派遣した。また、西中原中学校夜間学級にも日本語指導等協力者を３名派遣した。さらに、中学３年生を対象に学習支援員を中学校１５校に派遣した。
- 地域、関係機関との連携では、学習支援を軸に、麻生区役所地域みまもり支援センターとあさお多文化サポートネットひまわりが行う協働型事業である麻生区外国籍等こども学習支援事業との連携を進めた。その他に幸区・高津区においても、取組やその準備を進めた。さらに川崎市国際交流協会、認定ＮＰＯ法人教育活動総合サポートセンター等との連携を進めた。

ｂ．**コメントと今後の課題**

- 第３期の本部会では、外国につながりのある障害のある子どもとその保護者への支援という観点から学習支援の施策を捉えた。本部会としても初めて取り上げるものであり、実態把握の趣旨でヒアリングを行った。
- ヒアリングでは、最初に、障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのある全ての子どもを対象にした一人ひとりの教育的ニーズに対応していく「支援教育」という概念の下で取組を進めていることが紹介された。加えて、障害のある子どもの教育的ニーズに応じるのが「特別支援教育」となる。
- 教育委員会としても、外国につながりがあり、かつ、障害がある子どもへの支援のあり方については、現在はまだ実態把握の段階であることが述べられ、その把握の難しさが紹介された。特別支援学校在籍の日本語指導が必要な児童生徒は０名であるが、このことが外国につながりのある児童生徒がいないことを示すものではないこと、特別支援学級在籍の外国につながりのある児童生徒数の調

査は行っていないことが述べられた。通級指導教室に通級している児童生徒のうち「日本語に不慣れな児童生徒」は小学校通級５名、中学校通級１名であったという。

- 特別支援学校及び特別支援学級在籍の外国につながりのある児童生徒の保護者の実態については、各校に１名配置されているコーディネーター（小学校は児童支援コーディネーター、中高等学校は特別支援教育コーディネーター）に対するアンケート調査（２０１８（平成３０）年実施）から、通訳・翻訳の必要性を感じているコーディネーターが多いことがわかったとのことである。
- 障害に関する教育的ニーズの把握は、保護者から示される場合と学校現場で発見される場合があるとのことであるが、例えば、外国につながりのある子どもに関して学校内でトラブルがあった場合発達上の課題に起因するのか、文化や生活習慣に起因するのかを判別することが難しいという実態があるとのことである。
- 日本語を使用する子ども用の発達検査ツールも存在するが、その日本語版を外国につながりのある子どもに使うことの妥当性が問われ、仮に日本語版を使った場合、発達上の課題があるのか日本語理解・表出の課題があるのかを評価・解釈することも難しいとのことであった。
- また、障害に関する教育的ニーズや日本の教育制度を保護者に説明する際にも、保護者の文化的背景によって受け止め方や理解が困難な場合があるという難しさが紹介された。
- 日本語指導が必要な障害がある子どもへの対応の難しさも紹介された。障害のある子どもへの支援を担う特別支援教育サポーターは、障害のある子どもの学校生活上の介助を主目的とするため、発達上の課題に対応する研修は受けるものの、日本語指導に関わる研修は受けていない。日本語指導の研修は今後の課題であるとのことであった。
- 以上のように、外国につながりのある障害がある子どもとその保護者への支援については、現状把握の段階である。速やかに必要な支援策が講じられ、教職員等への充実した研修が行われることが待たれる。本部会にあっても、今後も施策の推進状況等を見守る必要があり、この点を申し送り事項としたい。
- その他、学校での日本語指導や学習支援を行う市民団体に対する支援などについて、予算不足が指摘された。また、児童が放課後に通うわくわくプラザと学校との連携にも課題が残っている。外国につながりのある子どもたちに対する施策は様々な部局が所管するため、相互の連携が不可欠である。行政の縦割りによって施策や支援が滞らないように連携協力を深めてもらいたい。

（４）その他

ア．ＴＶ通訳サービスの全市化について

- 従前、一部の区役所で実施していたタブレット型端末を利用したＴＶ通訳サービスが２０１９（平成３１）年度より全市化された。各区役所・支所に３台が設置された。重点課題１「情報の多言語化と通訳体制の拡充」の観点から、本部会もＴＶ通訳サービスの全市化を主張してきたが、市がそれを実施したことを高く評価したい。
- 今後は、窓口手続での利用件数や手続から相談への移行の有無等の実態の把握に努め、利用者にとってより使いやすいサービスとなるように検証を続けていってもらいたい。また、川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業のように全市化が求められる区独自の取組もある。区役所における先駆的取組を検証し、全市化の是非を判断する仕組みづくりも必要であろう。

イ．インターネット上の差別対策について

・　インターネット上の差別的発言や書き込みについては、削除要請に該当するものがあれば削除要請を行うこととしているとのことであるが、インターネット上の差別対策に関する取組は不十分であると言わざるをえない。

・　２０１９（令和元）年１２月に成立した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第１７条においてもインターネット上での差別的言動の拡散防止措置などが規定されている。第１７条は２０２０（令和２）年４月１日の施行であるが、インターネット上の差別対策は人権施策としての大きな課題であるため、インターネット上の差別の解消と人権侵害の防止についての具体的な施策の検討を行い、条例規定の施行後速やかに実施に移せるよう準備することが必要である。

３　おわりに

・　第３期の本部会の調査審議内容は上にまとめたとおりである。ヒアリングや質問への回答に協力いただいた所管課や団体、市民の方々に感謝申し上げたい。また、本部会事務局である人権・男女共同参画室にも感謝したい。

・　本報告書で述べた意見は、本部会委員の総意である。多文化共生施策の実施にあたって各所管課（室）が本報告書内容を尊重することを望む。

・　第３期では当初、本報告書で述べた事項以外にも、医療通訳、学習支援、新在留資格などについて審議予定であったが、十分に審議することはできなかった。また、多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況の評価方法の検討についても前期からの課題として残されている。

・　前期に人権施策推進協議会からの付託を受けて審議した結果の一部が、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（２０１９（令和元）年１２月１６日公布）として結実した。今後は、条例の実効性確保が課題となろう。条例制定により本部会も組織変更が見込まれるが、目的や取り組むべきことがらは変わらないだろう。２０２０（令和２）年はオリンピック・パラリンピックが開催されることで、多くの外国人が川崎市を訪れるだろう。また、生活者としての外国人市民の増加も続くであろう。多文化共生社会の実現という市の目標が改めて全庁的に強く認識され、市民とともに共有されることを望むものである。

資料１　第３期川崎市人権施策推進協議会多文化共生社会推進指針に関する部会委員名簿

任期：２０２０（令和２）年３月３１日まで

中野　裕二（なかの　ゆうじ）　部会長	駒澤大学法学部教授
小ヶ谷　千穂（おがや　ちほ）	フェリス女学院大学文学部教授
北沢　仁美（きたざわ　ひとみ）	公益財団法人川崎市国際交流協会事務局長
孔　敏淑（こん　みんすく）	外国人市民代表者会議第９・１０期代表者
裵　重度（ぺえ　ちゅんど）	社会福祉法人青丘社理事長

敬称略。部会長を除き５０音順

資料２　川崎市多文化共生社会推進指針概要図

川崎市多文化共生社会推進指針

＜　基本目標　：　多文化共生社会の実現　＞

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

＜　基本理念　＞

①　人権の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景をもつ市民が差別や人権侵害を受けることがないよう、外国人市民に関わる施策等の推進に努めます。

②　社会参加の促進

外国人市民が、個人として本来もっている豊かな能力を発揮して、市民として様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、地域社会への参加の促進に努めます。

③　自立に向けた支援

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わることができるよう、自立に向けた支援に努めます。

＜　施策推進の基本方向　＞

1　行政サービスの充実

(1)行政サービスの提供
(2)情報提供・相談窓口
(3)年金制度
(4)保健・医療
(5)福祉
(6)住宅
(7)防災

2　多文化共生教育の推進

(1)就学の保障と学習支援
(2)違いを認め合う教育
(3)地域における学習支援
(4)家庭へのサポート

3　社会参加の促進

(1)市政参加
(2)地域における外国人市民グループ等の活動

4　共生社会の形成

(1)市民への意識啓発
(2)市職員等の意識改革
(3)市職員の採用
(4)事業者への啓発
(5)国際交流センターの活用

5　施策の推進体制の整備

(1)行政組織の充実
(2)関係機関・ボランティア団体等との連携
(3)国等への働きかけ

＜　重点課題　＞

1　情報の多言語化と通訳体制の拡充
2　日本語学習支援の拡充
3　施策推進の地域拠点づくり
4　差別解消施策の検討

資料３　第３期川崎市人権施策推進協議会多文化共生社会推進指針に関する部会 会議開催経過

回	時　期	審 議 内 容　　＊【 】内は、ヒアリングをした部署
1	２０１８（平成３０）年 ７月３１日（火）	施策の実施状況（事務局報告） 年間の審議計画 （施策の検証・評価）
2	１１月１日（木）	重点課題　施策推進の地域拠点づくり（かわさき　きたテラス） ～【市民文化局コミュニティ推進部区政推進課、経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課】へのヒアリング～ 今後の審議について
3	１２月２０日（木）	指針１（７）防災について（防災・災害時の対応） ～【総務企画局危機管理室企画調整担当、地域連携担当、災害システム担当】災害時多言語支援センター（公益財団法人川崎市国際交流協会多文化共生課）へのヒアリング～
4	２０１９（平成３１）年 ２月１３日（水）	指針１（７）防災について（地域の防災） ～宮前区まちづくり協議会 Welcome 部会、【宮前区役所まちづくり推進部地域振興課、宮前区危機管理担当】へのヒアリング～
5	３月２６日（火）	指針２（１）就学の保障と学習支援について ～【教育委員会事務局総務部人権・共生教育担当、教育委員会事務局学校教育部指導課、教育委員会事務局総合教育センターカリキュラムセンター】へのヒアリング～
6	１１月８日（金）	施策の実施状況（事務局報告） 部会報告について
7	２０２０（令和２）年 ２月３日（月）	部会報告書について
8	３月５日（木）	部会報告書について

資料４　川崎市災害時多言語支援センターの設置に関する協定書

川崎市災害時多言語支援センターの設置に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）と財団法人川崎市国際交流協会（以下「乙」という。）は、災害時における川崎市災害時多言語支援センター（以下「支援センター」という。）の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害時の外国人支援を円滑に行うため、支援センターの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援センターの設置要請）

第２条　甲は、災害により川崎市災害対策本部を設置し、支援センターの設置が必要と認める場合には、乙に要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、後日、速やかに文書を交付するものとする。

３　乙は、甲が川崎市災害対策本部を設置したにもかかわらず、連絡が取れない場合は、乙の判断により支援センターを設置することができる。この場合、速やかに甲に報告し、承認を得なければならない。

（支援センターの設置及び業務）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、支援センターを設置し、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 災害時に外国人に対して提供が必要な情報等の翻訳
(2) 外国人からの相談・問合せ等への対応
(3) かわさきFMの多言語放送への協力
(4) その他外国人への多言語支援に必要な業務

（支援センターへの支援）

第４条　甲は、乙が前条の業務を円滑に行うため、被災に関する情報等、外国人への多言語支援に必要な情報を提供するものとする。

（設置場所）

第５条　支援センターの設置場所は、乙の事務所（川崎市中原区木月祇園町２番２号）内とする。ただし、当該施設がり災し、設置することが困難な場合は、甲はこれに代わる場所を確保し、提供するものとする。

（費用負担）
第６条　支援センターの業務に関し要する費用は、甲が負担するものとする。
２　前項の費用については、甲と乙が協議して算定するものとする。

（資器材等の確保）
第７条　甲と乙は、災害時における外国人への多言語支援活動等に必要な資器材等を相互に協力して確保するものとする。

（支援センターの閉鎖）
第８条　甲は、支援センターの設置が不必要と認める場合には、乙と協議の上、支援センターの閉鎖を決定することとする。
２　支援センターを閉鎖し、当該活動について残務がある場合は、甲と乙がそれぞれ引き継ぐものとする。

（実施細目）
第９条　この協定の実施に関して必要な手続その他の事項は、甲と乙が協議して実施細目で定める。

（協議事項）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定実施について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が誠意ある協議を行い決定するものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、終了日の 30 日前までに甲と乙いずれからも文書をもって協定を延長しない旨の通知がない場合には、この協定は、終了日の翌日より１年間更新されたものとみなし、以降の期間についてもまた同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、当事者が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年　２月　２８日

甲　　川崎市
　　川崎市長　阿部　孝夫

乙　　川崎市中原区木月祇園町２番２号
　　財団法人　川崎市国際交流協会
　　会　　長　寺尾　宇一

第３期川崎市人権施策推進協議会委員

任期：平成３０年４月１日～令和２年３月３１日

（敬称略）

	氏　　名	選出区分	職　業　・　団　体　等
1	青木（あおき）　幸夫（ゆきお）	市民委員	
2	○阿部（あべ）　浩己（こうき）	学識経験者	明治学院大学国際学部 教授
3	笠間（かさま）　由美子（ゆみこ）	市民委員	
4	最所（さいしょ）　義一（よしかず）	学識経験者	弁護士
5	佐藤（さとう）　芳昭（よしあき）	関係団体	公益財団法人川崎市老人クラブ連合会
6	嶋田（しまだ）　和明（かずあき）	関係団体	川崎市教職員組合
7	関山（せきやま）　進（すすむ）	関係団体	公益財団法人川崎市身体障害者協会
8	◎建石（たていし）　真公子（ひろこ）	学識経験者	法政大学法学部 教授
9	峪（たに）　スミ子（すみこ）	関係団体	川崎人権擁護委員協議会
10	○中野（なかの）　裕二（ゆうじ）	学識経験者	駒澤大学法学部 教授
11	星川（ほしかわ）　美代子（みよこ）	関係団体	川崎市民生委員児童委員協議会
12	本田（ほんだ）　正男（まさお）	関係団体	神奈川県弁護士会

◎会長　○副会長

Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市